資料5

# 社会保障・税に関わる番号制度 及び国民 I D制度について

総務省自治行政局住民制度課平成23年3月16日

## 社会保障・税に関わる番号制度への対応①

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会・中間取りまとめ(平成22年6月29日)(抄)

### 選択肢Ⅱ~正確性・安全性からの選択~制度設計をどうする

どの番号を使うか

補

候

基礎年金番号

- 国民全員に付番されておらず、重複もある。
- プライバシー保護の観点から、納税者番号として商取引相手 などに見せるのは望ましくない。
- 住民票コード
- プライバシー保護の観点から、納税者番号として商取引相手 などに見せるのは望ましくない。

最小の費用で、 確実かつ効率的 な仕組み 新たな番号 <住基ネットを活用 し、新たに付番>

〇 「住民票コード」と対応させた新たな番号を付番するならば、 上記のような問題を避けられ、投資コストも抑えられる。

### 有識者ヒアリングでの意見~選択肢の視点から~

- 新しい番号制度のシステムを立ち上げるより、住民に既に定着した住民基本台帳ネットワークを有効に活用して、 無駄のないようにすべき
- 導入コストを抑えつつ、正確に国民を識別するために、住基ネットシステムを有効に活用すべき

## 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会・中間整理(平成22年12月3日)(抄)

〈「番号」に何を使うか〉

プライバシーの問題を回避しつつ、確実かつ効率的な仕組みを最小のコストで実現するという観点から、既存の情報システムである住基ネットを活用した(住民票コードと一対一対応した)新たな番号を使うことで検討を進める。

### 社会保障改革の推進について(平成22年12月14日閣議決定(抄))

- 2 社会保障・税に関わる番号制度について
- 〇社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民 の理解を得ながら推進することが重要である。
- 〇このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、 来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

## 社会保障・税に関わる番号制度への対応②

### 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(平成23年1月31日政府・与党社会保障改革検討本部決定)(抄)

#### 番号制度

- ○複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤
- 〇国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をより的確に把握し、国民が国や地方公共団体等の サービスを利用するための必要不可欠な手段

3つの仕組み

- ①付番:新たに国民一人ひとりに唯一無二の民-民-官で利用可能な見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み
- ○「番号」に何を使うか
  - <u>個人:住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号</u> (法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を活用した番号)
- ○「番号」は誰に付番され、どの機関が付番を担うか
  - 個人:住民票コードの付番履歴を有する日本国民及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民
  - ※付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は総務省
    - (法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を有する法人、法人税の納税義務を有する人格なき社団等。付番を担う機関の所管は国税庁)
- ○「番号」を利用できる分野
  - 年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野 ※各分野で利用されている既存の番号が当分の間並存
- ②情報連携:複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付し、紐付けられた情報を活用する仕組み
- **〇情報管理**: 各府省等のデータベースによる分散管理方式
- **○情報連携の範囲・「**番号」と紐付けされた情報の最新化を図る仕組みについて検討
  - ・利活用のための情報連携: 年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野 (※将来的に幅広い分野での活用等も配慮したシステム設計を行う)
  - ・情報連携基盤: 情報連携基盤技術ワーキンググループにおける議論を踏まえつつ検討・整理
- ③本人確認:個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み
- ○既存の公的個人認証及び住民基本台帳カードを改良、活用することにより本人確認を行う(※民・官、民・民で求められる適切な認証の在り方については今後検討)
- 〇インターネット上にマイ・ポータル(仮称)を設置:国民が自己情報を確認し、行政機関等からのサービスを受けられるようにする
- ○個人情報保護の方策
- 〇「個人情報保護WG」及び「情報連携基盤技術WG」(社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場)の設置 等
- <今後のスケジュール>
- 平成23年(2011年)3月~4月「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表
  - 6月「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表
  - 秋以降可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出

## 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(概要) ① - 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築・

理念

○複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であること

○国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をより的確に把 握し、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するため の必要不可欠な手段



①より公平・公正な社会の実現

②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現

③行政に過誤や無駄のない社会の実現 ④国民にとって利便性の高い社会の実現

⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

#### 番号制度に必要な3つの仕組み

#### 付番

新たに国民一人ひとりに唯一無二の民-民-官で利用可能な見 える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

#### 番号制度

#### 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」 やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情 報を紐付し、紐付けられた情報を活用する仕組み

#### 本人確認

個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が 「番号」の持ち主であることを証明するための本 人確認(公的認証)の仕組み

#### ○「番号」に何を使うか

個人:住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号

※「番号」の名称は国民の公募により決定

法人: 商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を活用した番号

#### ○「番号」は誰に付番され、どの機関が付番を担うか

付番機関については「歳入庁の創設」の検討を進める

個人:住民票コードの付番履歴を有する日本国民及び中長期在留者、特別永住者等 の外国人住民

※当分の間、付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は総務省

法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を有する法人、法人税の納税義 務を有する人格なき社団等

※当分の間、付番を担う機関の所管は国税庁

#### ○「番号」を利用できる分野

年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野 ※各分野で利用されている既存の番号が当分の間並存

#### 〇情報管理

各府省等のデータベースによる分散管理方式

#### 〇情報連携の範囲

- 「番号」と紐付けされた情報の最新化を図る仕組みについて検討
- 利活用のための情報連携

年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野 ※将来的に幅広い分野での活用等も配慮したシステム設計を行う

•情報連携基盤

情報連携基盤技術ワーキンググループにおける議論を踏まえつつ検討・整理

情報連携

付番

既存の公的個人認証及び住民基本台帳カードを改良、活用することにより本人確認を行う ※民・官、民・民で求められる適切な認証の在り方については今後検討

※情報連携基盤の不具合等発生時の対応を想定した制度設計等に留意が必要

#### 国民が自己情報を確認し、行政機関等からのサービスを受けられるようにする

#### 〇インターネット上にマイ・ポータル(仮称)を設置

- ・自己情報へのアクセス記録の確認
- ・行政機関等からの情報提供によるサービス 享受



#### 個人情報保護の方策

- ○具体的方策について、今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討を進める
- ①自己情報へのアクセス記録の確認を法的に担保する規定の在り方、②第三者機関の在り 方、③「番号」の目的外利用・提供の制限を明示、④関係法令の罰則の強化、⑤プライバシー に対する影響評価の実施とその結果の公表を行う仕組み
- 〇特定の分野(例えば金融、医療等)については、法律上措置すべき個人情報保護方策の有 無等につき、個人情報保護WGにおける検討を踏まえ、当該制度を所管する主務官庁におい て今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討

#### 今後の進め方

- 〇番号制度創設推進本部の設置(国民の理解を得ながら導入を推進)
- ・全国47都道府県でシンポジウムを開催(平成23年度(2011年度)~24年度(2012年度))

#### 〇地方公共団体等との連携

・地方公共団体等の実情を踏まえながら、番号制度の実現に向けて議論・検討

#### 〇法制の整備

内閣官房で「番号法(仮称)」を整備、関係府省で関係法律の改正等を実施。

#### Oワーキング・グループの設置

・「個人情報保護WG」及び「情報連携基盤技術WG」の設置

#### 〇番号制度の導入に係る費用と便益

より精緻な費用の試算、番号制度導入の便益をわかりやすく国民に明示

### 今後のスケジュール

平成23年(2011年)1月

「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表 「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表 3月~4月

6月

秋以降 可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出

※番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが以下を目途とする

平成26年(2014年)1月

全国民に「番号」配布(ICカードの国民への配布を検討)

6月 平成27年(2015年)1月

税務分野等のうち可能な範囲で利用開始

段階的に利用範囲を拡大

## 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(概要) ② ー 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 ー

### 「番号」で何ができるのか

地方公共団体から提案されている意見も尊重しつつ、引き続き利用場面の拡大を目指して検討を進める

#### 〇社会保障分野でできること

- ・高額医療・高額介護合算制度の改善 自己負担の上限に達した場合、立て替え払いをすることなく、以後の医療・ 介護サービスを受給可能
- ・保険証機能の一元化 券面に番号を記載した1枚のICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、 介護保険証を提示したものとみなす
- ・<mark>自己診療情報の活用</mark> 医療、介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・ 活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展
- ・<mark>給付可能サービスの行政からの通知</mark> 障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報 が提供される

## 〇年金分野でできること

- ・年金制度の的確な運用 基礎年金番号の二重付番や年金手帳の二重交付の防止
- ・確定申告手続の簡略化 確定申告の際に必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる
- ・<mark>所得比例年金制度の創設</mark> 税務の所得情報を活用した所得比例年金制度を創設するための基盤ができる

等

等

等

### ○医療分野でできること

・確定申告手続の簡略化 確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付ないし保存が不 要になる

## <u>〇税務分野でできること</u>

- ・所得の過少申告等の防止 効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる
- ・確定申告の際の自己情報の確認 e-Taxで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療 費控除額の算出に必要な情報等をマイ・ポータル(仮称)で確認すること ができる
- ・事業者負担の軽減 国と地方にそれぞれ記載事項が共通するものを提出する義務のある一定額 以上の給与、年金の支払調書について、電子的な提出先を一か所とする

끚

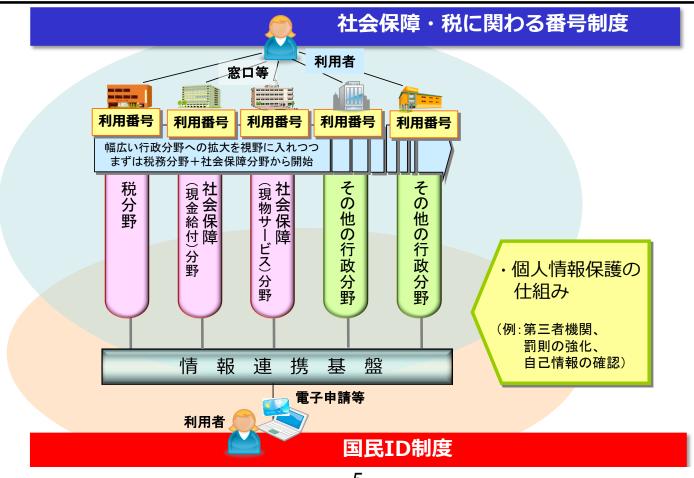
## ○申請・申告等の負担が軽減できるもの(他の行政機関に出向く必要がなくなるもの)

- ・行政機関へ申請・申告等する場合に必要な行政機関が発行する<mark>添付書類の 省略</mark>
  - 給付等の申請 (児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当、障害者福祉手当、特別障害者手当、労災保険の年金給付)
  - 自己負担割合・自己上限負担額の決定 (高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担限度 額、高齢者に係る医療保険の自己負担割合、養護老人ホームに係る 入所者負担・扶養者負担、障害者自立支援法に基づく障害者福祉 サービス・補装具等の自己負担、保育所・児童入所施設等の徴収 金)
  - 国税・地方税の申告等 (住宅ローン控除、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特 例、居住用資産を買換えた場合の課税の特例、相続時精算課税の 選択に係る届出、事業用資産を買換えた場合の課税の特例)

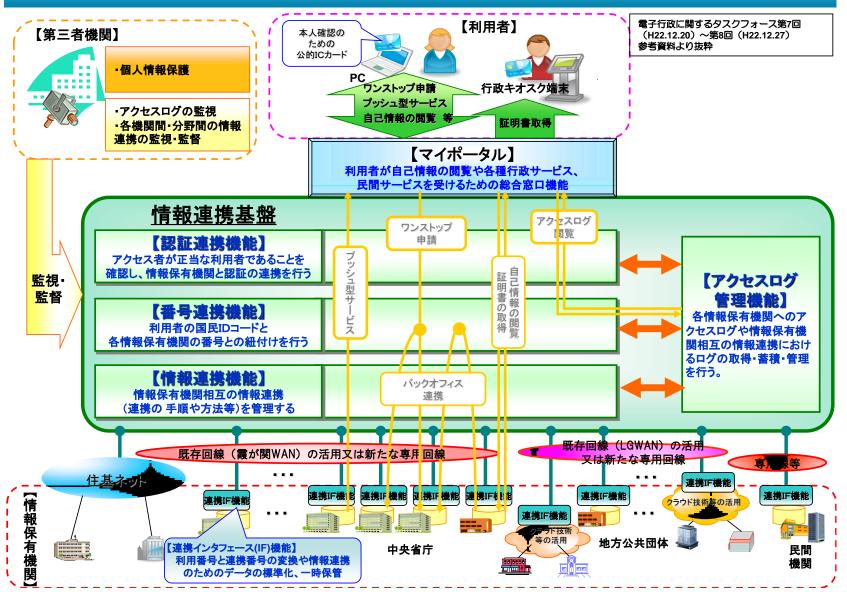
笙

## 社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度の関係

情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、 国民が窓口等で利用する番号の整備(社会保障・税に関わる番号制度)と、各機関間の情報連携 の仕組みの構築(国民 I D制度)を一体的に進めることが不可欠。



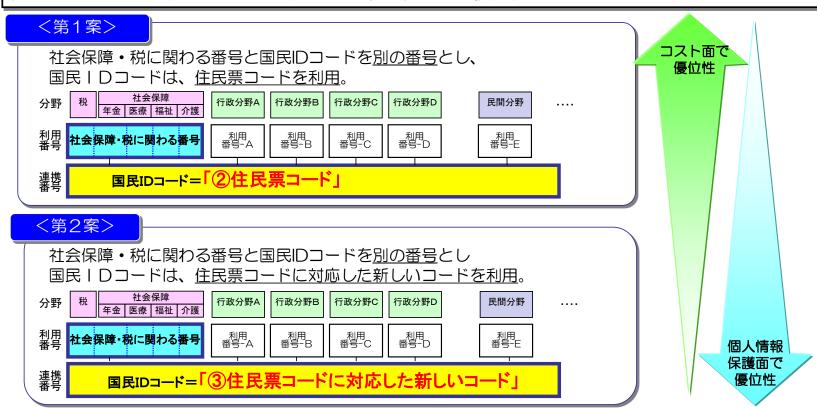
## 国民ID制度の全体イメージ



## 国民IDコードのあり方

電子行政に関するタスクフォース第7回 (H22.12.20) ~第8回 (H22.12.27) 資料より抜粋

国民 I Dコードに利用する番号については、一意性、悉皆性が重要と考えられる前提に立てば、「住民票コード」又は「住民票コードに対応した新しいコード」とすることが 考えられるため、国民 I Dコードのあり方としては、次の 2 案が有力な選択肢。



<参考>国民IDコードと利用番号の連携は可逆(相互に検索可)の場合と、不可逆(利用番号から国民IDコードの検索不可)の場合がある。どちらも、ある分野で利用番号が盗まれた場合でも別分野への不正アクセスや分野横断的な名寄せリスクを限定的なものにすることができるが、不可逆の場合は、分野間の情報連携に当たって、その都度属性情報(氏名、住所、性別、生年月日)等により利用番号間の連携を行う(例:オーストリアのセクトラル方式)ことなどが想定され、その場合は効率性や安全性に課題があると考えられる。

## 参考. 情報連携基盤における番号連携のイメージ例

電子行政に関するタスクフォース第8回(H22.12.27)参考資料より抜粋

## 「利用番号」と「連携番号」の連携の仕方(イメージ例)

